令和２年度

むかわ町監査計画

[文書のサブタイトルを入力]

むかわ町監査委員事務局

目　　次

Ⅰ　目　　的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅱ　基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅲ　検査の種別及び実施内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅳ　説明聴取、講評、結果報告及び公表　・・・・・・・・・・・・・・・　4

Ⅴ　年間監査計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

Ⅵ　令和２年度監査実施日程計画表　・・・・・・・・・・・・・・・・　6

令和2年度 むかわ町監査計画書

令和 2 年 3 月 17 日
監査委員協議決定

Ⅰ 目的

むかわ町監査基準第 7 条に基づき、令和 2 年度の監査(検査及び審査等を含む。以下同じ)の実施に関し、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な運用を図るとともに、秩序整然と適時に実施することを目的として監査計画を次のとおり定める。

Ⅱ 基本方針

監査に当たっては、監査基準を遵守し、事務事業の執行が法令及び議決並びに予算等、また平成 24 年度　に制定された「むかわ町まちづくり基本条例」の基本理念、基本原則に基づいて行われているかに留意するとともに、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案して実施する。

特に、令和 2 年度は、前年度等における指摘事項等についての検討・改善がなされているかどうかの現状調査を重点に実施し常に重点的、計画的かつ効率的に監査を行い、不正不当を防止することに配意するとともに、町の行財政事務の全般的向上と効率化に資するよう努めることに主眼を置く。

Ⅲ 監査の種別及び実施内容

むかわ町監査委員条例(平成 18 年条例第 31 号)第 6 条(定期監査)、第 7 条(行政監査)、第 8 条(随時監査)、第 9 条(財政的援助を与えているもの等に対する監査)、第 10 条(出納検査)、第 11 条(決算等の審査)及び第 12 条(公金の収納等の監査)に規定する監査等は、次の内容のとおり実施する。

1 定期監査(地方自治法第 199 条第 4 項)

財務及び関連する事務の執行状況に主眼を置いて実施する。

令和 2 年度施行の建設工事(工事監査)、町有施設(施設監査)及び工事等入札及び契約関係監査並びに必要と認めた特定の事務事業について実施する。

(1) 監査事項

ア 工事監査(事務的観点からの着眼と施工現場確認)

① 工事の計画、設計、積算、契約、施工手続、設計変更手続、検査、維持管理及び委託業務手続等の妥当性と効率性が図られているか。

② 文書全般の処理方法は適正に行われているか。

③ 前年度等における指摘事項等についての検討、改善がなされているか。

イ 施設監査(財務管理及び利用効果への着眼と施設現場確認)

① 当該施設関係予算の歳入、歳出、契約及び財産管理等の事務は適正かつ効率的に行われているか。

② 施設が有効活用されているか。

③ 文書全般及び諸帳簿の記帳は適正に行われているか。

④ 前年度等における指摘事項等について検討、改善がなされているか。

ウ 工事等入札及び契約関係監査(入札手続等の公正性への着眼と入札参加者選考事務から契約締結事務までの一連の関係書類の確認)

① 建設工事、委託業務及び物品購入等に関する入札参加者指名選考から契約締結までの事務が財務規則、入札参加者指名選考委員会規程及び平成 18 年 3 月 27 日施行の「入札及び契約の適正化について」に基づき適正に行われているか。

② 随意契約の事由等は妥当か。

③ 文書全般の処理方法は適正に行われているか。

エ 必要と認めた特定の事務事業の監査(確認監査を含む)

① 当該事務事業予算の歳入、歳出、契約及び財産管理等の事務は適正かつ効率的に行われているか。

② 文書全般の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。

③ 前年度等における指摘事項等について検討、改善がなされているか。

(2) 監査方法

ア 工事監査にあっては産業振興課、建設水道課又は地域振興課、地域経済課、施設監査にあっては総務企画課を通じ監査対象部局に対し、関係書類及び資料等の提出を求めるとともに、関係職員からの説明聴取等所定の手続により実施する。

イ 監査対象年度は、令和元年度及び令和 2 年度とする。

(3) 監査の実施時期(監査対象課)

ア 工事監査：10 月上旬(建設水道課・地域経済課)

イ 施設監査：9 月下旬(監査対象施設及び関係課は別途定める)

ウ 工事等入札及び契約関係監査：四半期毎に 8 月、11 月、2 月及び 5 月に実施する例月出納検査日(総務企画課)

エ 特定の事務事業の監査：11 月下旬に施設監査と合わせて行う(監査対象事務事業及び関係課等は別途定める)

2 随時監査(地方自治法第 199 条第 5 項)

令和元年度一般･特別会計の出納閉鎖期直後に当該年度の決算見込額、現金預貯金、基金及び出資金残高について実施する。

(1) 監査事項及び方法

町長から提出された各会計の現金現在高に関する調書その他決算見込及び確認帳票類並びに各種基金積立調書及び現金等確認帳票類に基づき、計数の正確性についての検証及び現金預貯金の確認等を主眼として実施する。

(2) 監査日程

6 月中旬

3 財政援助団体等監査(地方自治法第 199 条第 7 項)

令和元年度に補助金・交付金の交付を受けた団体等のうち 15 団体程度を抽出選定し、その財政援助効果及びそれらに関わる会計処理並びに所管部局の事務手続き等について実施する。

令和 2 年度は、町が法第 244 条の 2 第 3 の規定に基づき公の施設管理運営を行わせ

ている団体(指定管理者)について、必要があると認めるときに団体指定業務及び指定管理者の管理業務が適正に行われているかを監査する。

（1）監査事項及び方法

総務企画課等を通じて提出された財政援助団体等の決算書、収支関係帳票、諸帳簿、預金通帳及び交付・実績報告関係書類等に基づき、計数の正確性の検証及び財政援助効果を主眼に実施する。

公的施設の管理団体選定にかかる事務処理について、総務企画課等からの資料提出(協定書等)と説明を聴取し、指定管理団体から提出された管理事務資料について施設の所管課から説明聴取し、法に定める適正な管理が行われているか監査を実施する。

（2）監査対象団体等の選定及び関係所管課

別途定める。

（3）監査日程

６月下旬

4　**行政監査**(地方自治法第 199 条第 2 項)

（1）監査対象課等及び方法

必要があると認めるとき、町の事務又は町の執行機関の権限に属する法定受託事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めに従って適正に行われているかどうかを主眼に実施する。

（2）監査日程

必要があるときに別途定める日とする。

5　**公金収納監査**(地方自治法第 235 条の 2 第 2 項・公営企業法第 27 条の 2 第 1 項)

指定金融機関等に対し、必要があると認めるとき又は町長若しくは企業管理者の要求に応じて実施する。

（1）検査事項及び方法

公金収納、支払い事務が法令等の規定及び指定契約の約定のとおり行われているかどうかを主眼に実施する。

（2）検査日程

必要があるときに別途定める日とする。

6　**出納検査**(地方自治法第 235 条の 2 第 1 項・地方公営企業法第 31 条)

（1）検査事項及び方法

町長及び会計管理者から提出された各会計の預貯金通帳、支出証拠書類、現金収支状況、事業の経営状況及び資金運用状況等の関係検査資料に基づき、計数の正確性についての検証、財務状況の分析及び現金預貯金・一時借入金残高の確認等を主眼に実施する。

現金管理について、各窓口における現金の保管状況及び資金前渡概算払い金の保管・精算状況について確認する。

（2）検査日程

検査日は、毎月 15 日を基本とし、休日その他やむを得ない理由があるときは調整する。

7　**決算等審査**(地方自治法第 233 条第 2 項又は地方公営企業法第 30 条第 2 項・地方自治法第 241 条第 5 項)

（1）審査事項

審査に当たっては、次の事項を主眼に実施する。

なお、従前からの町税(保険料)・使用料に関しての収納状況に加えて、分担金・負担金・貸付金の納付状況について重点的に審査を実施する。

また、基金の運用状況審査(法第 241 条第 5 項)も同時に実施する。

ア 審査に付された決算関係書類が関係法令に準拠し調整されているか。

イ 事務処理が関係法令及び通達等に基づき適正になされ、計数が正確か。

ウ 予算執行が経済的かつ効率的になされ、健全な財政運営になっているか。

エ 前年度等における指摘事項等について検討、改善がなされているか。

（2）審査の方法

総務企画課をはじめ、関係課等から提出された関係書類・帳簿等による照合精査のほか、各課等毎に関係職員からの説明聴取等所定の手続により実施する。

今年度も審査事項に関する資料の一部について、事前提出を求める。

（3）審査日程

ア 上下水道事業会計・病院事業会計

7 月上旬

イ 一般会計・特別会計・基金の運用状況

7 月下旬～8 月上旬

8　**財政健全化判断比率の審査**(財政健全化法第 3 条第 1 項)

（1）審査事項

審査にあたっては、町から提出された実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類により審査する。公営企業は、資金不足比率による審査を行う。

（2）審査日程

8 月下旬

Ⅳ 説明聴取、講評、結果報告及び公表

1 説明聴取

監査過程における指摘等及び聴取事項については、関係課長、グループ長及び職員の出席を求めて行う。

2 講評

講評は、理事者及び関係課長等の出席を求めて行う。

3 結果報告

（1）定期監査

工事監査にあっては10月中に、施設監査にあっては9月中に議会及び町長に報告等(意見及び勧告を含む。以下同じ。)を提出する。

（2）随時監査

6月中に議会及び町長に提出する。

（3）財政援助団体等監査

7月中に議会及び町長に提出する。

（4）行政監査

12月中に議会及び町長に提出する。

（5）公金収納監査

実施月中に議会及び町長に提出する。

（6）出納検査

実施月中に議会及び町長に提出する。

（7）決算等審査(基金の運用状況審査・備品に関する監査を含む)

町議会の開催日程等を勘案したうえで、一般、特別会計、上下水道事業会計、病院事業会計にあっては8月下旬を目途に町長に意見を提出する。

（8）財政健全化判断比率の審査

町議会の開催日程等を勘案したうえで、8月下旬を目途に町長に提出する。

※定期監査、財政援助団体等監査及び行政監査に係る行政委員会等への報告は、必要に応じて行う。

4 公　表

定期監査、財政援助団体等監査及び行政事務監査についての公表は、結果報告に関する報告、意見及び勧告の内容並びに勧告をしたものからの措置内容を含め、町本庁舎及び穂別総合支所掲示場に公示するとともに、公表の効果を高めるために町本庁舎及び穂別総合支所事務室に備え置き、広く町民の閲覧に供する。

Ⅴ 年間監査計画

令和2年度の監査実施日程計画は、「令和2年度監査実施日程計画表」のとおりとする。

令和2年度　監 査 実 施 日 程 計 画 表

○日程は実施時期に再度調整

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期監査（告示）												
①財務契約定期監査		19			20			13			16	
②施設監査						29・30						
③工事監査							2					
随時監査（告示）												
①基金残高・出資金残高監査			16									
行政監査												
①テーマ協議												
財政援助団体監査（告示）												
①補助団体等監査			29・30									
②出資金等監査				27～31								
③指定管理者監査								27				
公金収納支払事務監査	必要時											
住民直接請求監査	請求時に実施											
議会要求監査												
採択請願措置監査												
町村長要求監査												
住民監査請求監査												
職員賠償責任監査（告示）												
例月出納検査（報告）												
一般・特別・公営企業会計	16	19	16	15	20	16	14	13	16	15	16	17
決算審査（報告）												
一般・特別会計				27～31	28講評							
公営企業会計				3	28講評							
基金運用状況審査（報告）				27～31	28講評							
財政健全化指標審査（報告）					26、28講評							
会議 全国監査委員研修会							中旬					
全道監査協監査ゼミナール								上旬				
全道監査委員・補助職員研修								上旬				
全道監査協定例大会											中旬	
胆振管内監査協総会（札幌市）											中旬	

2020

令和2年度　監査実施日程年次一覧表

令和2年3月17日現在

4月	1水	2木	3金	4土	5日	6月	7火	8水	9木	10金	11土	12日	13月	14火	15水	16木	17金	18土	19日	20月	21火	22水	23木	24金	25土	26日	27月	28火	29水	30木	
										衛組例月						例月出納													昭和の日		
5月	1金	2土	3日	4月	5火	6水	7木	8金	9土	10日	11月	12火	13水	14木	15金	16土	17日	18月	19火	20水	21木	22金	23土	24日	25月	26火	27水	28木	29金	30土	31日
			憲法記念日	みどりの日	こどもの日	振替休日						衛組例月							例月出納 契約監査												
6月	1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日	8月	9火	10水	11木	12金	13土	14日	15月	16火	17水	18木	19金	20土	21日	22月	23火	24水	25木	26金	27土	28日	29月	30火	
										衛組例月	第2回定例会					例月出納 随時検査													財政援助団体監査	財政援助団体監査	
7月	1水	2木	3金	4土	5日	6月	7火	8水	9木	10金	11土	12日	13月	14火	15水	16木	17金	18土	19日	20月	21火	22水	23木	24金	25土	26日	27月	28火	29水	30木	31金
			公営企業決算審査							衛組例月 & 組合決算審査					例月出納								海の日	スポーツの日			決算審査	決算審査	決算審査	決算審査	決算審査
8月	1土	2日	3月	4火	5水	6木	7金	8土	9日	10月	11火	12水	13木	14金	15土	16日	17月	18火	19水	20木	21金	22土	23日	24月	25火	26水	27木	28金	29土	30日	31月
										山の日		衛組例月 決算審査講評								例月出納 契約監査						財政健全化審査		決算審査講評			
9月	1火	2水	3木	4金	5土	6日	7月	8火	9水	10木	11金	12土	13日	14月	15火	16水	17木	18金	19土	20日	21月	22火	23水	24木	25金	26土	27日	28月	29火	30水	
								衛組例月		第3回定例会						例月出納					敬老の日	秋分の日							施設監査	施設監査	
10月	1木	2金	3土	4日	5月	6火	7水	8木	9金	10土	11日	12月	13火	14水	15木	16金	17土	18日	19月	20火	21水	22木	23金	24土	25日	26月	27火	28水	29木	30金	31土
		工事監査							衛組例月					例月出納	全国監査委員研修会（東京）											議会決算特別委員会					
11月	1日	2月	3火	4水	5木	6金	7土	8日	9月	10火	11水	12木	13金	14土	15日	16月	17火	18水	19木	20金	21土	22日	23月	24火	25水	26木	27金	28土	29日	30月	
			文化の日							衛組例月			例月出納 契約監査				監査ゼミナール、道監査委員・補助職員研修会（札幌）						勤労感謝の日				指定管理者監査				
12月	1火	2水	3木	4金	5土	6日	7月	8火	9水	10木	11金	12土	13日	14月	15火	16水	17木	18金	19土	20日	21月	22火	23水	24木	25金	26土	27日	28月	29火	30水	31木
								衛組例月	第4回定例会							例月出納														仕事納め	
1月	1金	2土	3日	4月	5火	6水	7木	8金	9土	10日	11月	12火	13水	14木	15金	16土	17日	18月	19火	20水	21木	22金	23土	24日	25月	26火	27水	28木	29金	30土	31日
	元旦					仕事始め		衛組例月			成人の日				例月出納												行政事務監査				
2月	1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日	8月	9火	10水	11木	12金	13土	14日	15月	16火	17水	18木	19金	20土	21日	22月	23火	24水	25木	26金	27土	28日			
										衛組例月 財務事務	建国記念の日					例月出納 契約監査							天皇誕生日		管内監査協総会・道監査協定例大会（札幌）						
3月	1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日	8月	9火	10水	11木	12金	13土	14日	15月	16火	17水	18木	19金	20土	21日	22月	23火	24水	25木	26金	27土	28日	29月	30火	31水
					衛組例月			第1回定例会									例月出納			春分の日											企業会計棚卸